

(6) 環境保全措置

施設稼働後の廃棄物運搬車両の走行による沿道の騒音レベルの増加はないものの、現況において既に一般国道 279 号沿道の騒音レベルが高いことから、可能な限り廃棄物運搬車両の騒音影響を低減させる配慮として、以下の環境保全措置を実施する。

- ・廃棄物運搬車両は制限速度を遵守し、著しい騒音の発生がないように指導を徹底する。

(7) 評価

1) 影響の回避または低減に係る分析

廃棄物運搬車両の走行による騒音への影響は、前述した環境保全措置を適切に実施することで、実行可能な範囲内で低減が図られていると評価した。

2) 生活環境保全上の目標との整合性の分析

廃棄物運搬車両の走行に係る騒音レベルの環境保全目標については、一般国道 279 号沿道の現況値で既に環境基準（幹線道路に近接する空間の特例値：昼間 70dB）を超過していることから、現況の騒音レベル（72dB）を著しく悪化させないこととした。

ここで、予測結果と環境保全目標との比較は表 4.2-18 に示すとおりである。

予測結果は、環境保全目標として設定した 72dB を下回っていることから、整合は図られると評価した。

表 4.2-18 予測結果と環境保全目標との比較

単位：dB

予測時点	車線	時間区分	予測結果 (L_{Aeq})	環境保全目標 (現況値)
平日	上り車線側	昼間	72	72
	下り車線側	昼間	72	72

備考 1) 環境保全目標は、現地調査結果の騒音レベルである 72dB（昼間）とした。

2) 時間区分は昼間 6:00～22:00 である。

3) 廃棄物運搬車両の走行台数は、現況から増加しないと予測されることから、廃棄物運搬車両に起因する騒音レベルの増加はない。

3. 振動

3.1 規制状況

振動防止に向けては、振動規制法に基づく規制基準があり、これは指定された地域において著しい振動を発生する施設を有する特定工場等、あるいは著しい振動を発生する特定建設作業に対して定められている。ここで、表 4.3-1 に振動規制法に基づく規制値等を示す。

むつ市では、振動規制法に基づく規制地域の指定が行われているが、計画地周辺は指定地域外となる。

表 4.3-1 振動に係る規制基準

(1) 特定工場等において発生する振動の規制基準(昭和 51 年 11 月 10 日 環境庁告示 90 号)

単位：dB

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間	備考
第 1 種区域	60	55	昼間：午前 8 時から午後 7 時まで
第 2 種区域	65	60	夜間：午後 7 時から翌日午前 8 時まで

※学校・病院等特に静穏を必要とする施設の周囲 50m 以内では表の値から 5dB 減じた値となる。

(2) 特定建設作業振動に係る基準(昭和 51 年 総理府令第 58 号)

規制基準 区域の区分	基準値	作業時刻	1 日当たりの 作業時間	作業期間	作業日
1 号区域	75dB	午後 7 時～午前 7 時 の時間内でないこと	10 時間を超えないこと	連続 6 日 を超えないこと	日曜日その 他の休日 でないこと
2 号区域		午後 10 時～午前 6 時 の時間内でないこと	14 時間を超えないこと		

(3) 道路交通振動の要請限度(昭和 51 年 総理府令第 58 号)

単位：dB

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
第 1 種区域	65	60
第 2 種区域	70	65

3.2 現況調査

(1) 調査項目

現況調査における調査項目は、計画地周辺の環境振動レベル、交通振動レベル及び地盤卓越振動数とした。

なお、本事業に伴う夜間の廃棄物運搬車両の走行は、施設において夜間の受入がないことから発生しないため、道路交通振動の調査は昼間のみの時間帯とした。なお測定時間は、道路交通騒音の調査時間と合わせ、騒音に係る環境基準の昼間区分（6：00～22：00）の時間帯とした。

表 4.3-2 調査項目

項目	調査時期
環境振動	秋季（平日 1 回、24 時間）
道路交通振動	秋季（平日 1 回、16 時間）
地盤卓越振動数	秋季に 1 回

(2) 調査地点

調査地点は表 4.3-3 のとおりとした。各地点の位置は図 4.3-1 のとおりである。

表 4.3-3 調査地点

項目	調査地点
環境振動	計画地内（中央部、南側敷地境界）
道路交通振動	旧金谷沢小学校
地盤卓越振動数	

(3) 測定時期

測定は秋季に 1 回実施した。

表 4.3-4 調査時期

項目	調査実施日
環境振動	平成 29 年 11 月 29 日（水）12：00～11 月 30 日（木）12：00
道路交通振動	平成 29 年 11 月 30 日（水）6：00～11 月 30 日（木）22：00
地盤卓越振動数	平成 29 年 11 月 30 日（木）

(4) 調査方法

調査は現地調査による方法とした。

現地調査における測定方法及び測定機器は表 4.3-5 に示すとおりである。

表 4.3-5 測定方法及び測定機器

測定方法	測定機器
JIS-Z-8735	振動計 RION VM-53A

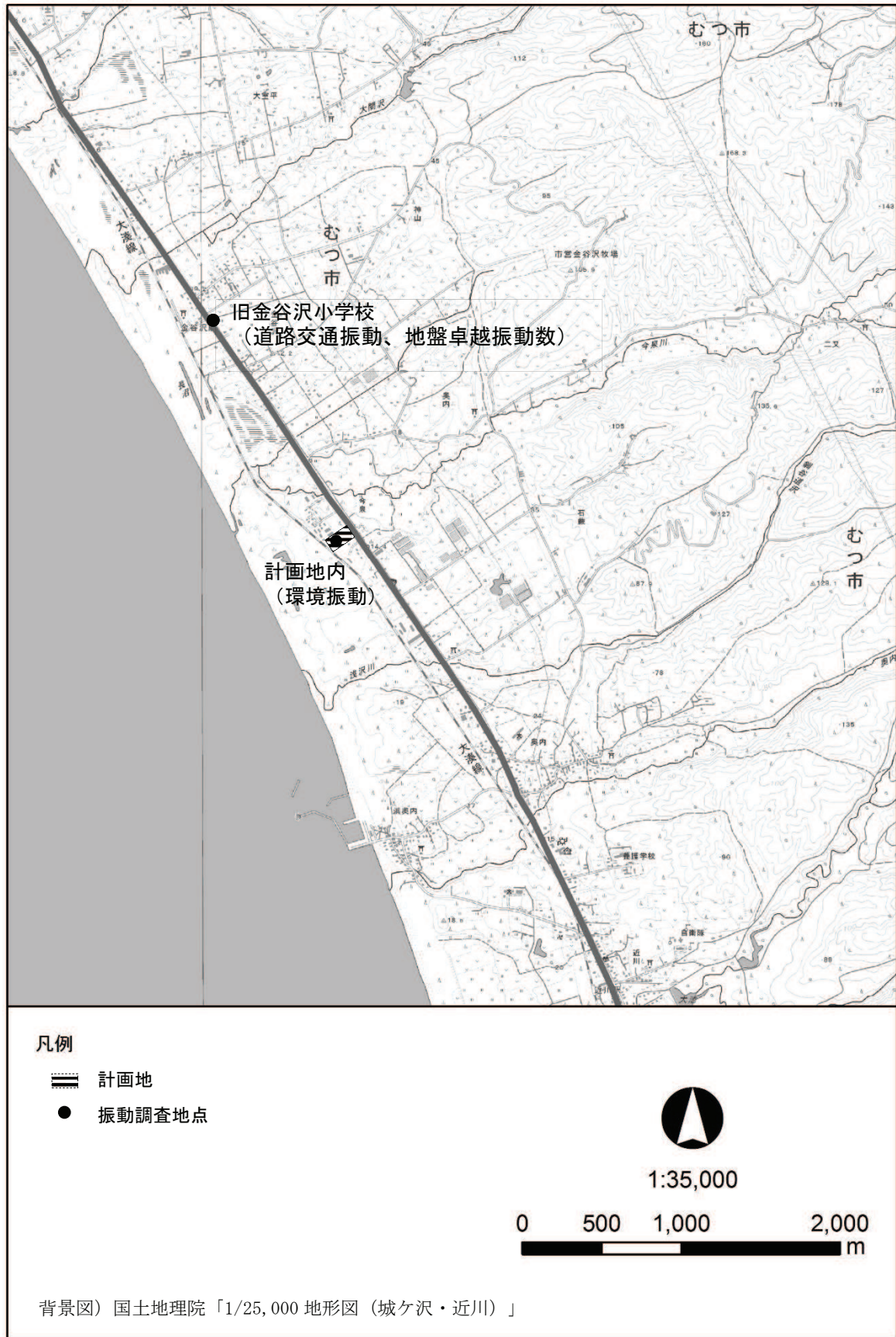


図 4.3-1 振動調査地点図

(5) 調査結果

調査結果は以下のとおりである。

1) 環境振動

環境振動の調査結果を表 4.3-6 に示す。

人間が振動を感じ始めるとされる振動感覚閾値は 55dB とされており、現況値は低い値を示した。

表 4.3-6 環境振動測定結果

単位：dB（振動レベル：L₁₀）

地点	昼間	夜間
計画地内中央	31	26
計画地内南側	31	26

2) 道路交通振動

道路交通振動の調査結果を表 4.3-7 に示す。

表 4.3-7 環境振動測定結果

単位：dB（振動レベル：L₁₀）

地点	昼間
旧金谷沢小学校	48

3) 地盤卓越振動数

地盤卓越振動数の調査結果を表 4.3-8 に示す。

表 4.3-8 地盤卓越振動数調査結果

単位：Hz

調査地点	調査結果
旧金谷沢小学校	18.6